

ニュースレター第24号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第24号」を送付させていただきます。

歳末の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年の漢字は「安」に決まりましたね。



たくみ法律事務所では、依頼者の皆様に“安”心していただけるように、一層万全な体制で業務に邁進してまいります。

何かと気忙しい毎日ですが、来年も素晴らしい年でありますように心よりお祈り申し上げます。

末筆ながら、みなさまのご健勝を心よりお祈り申し上げ、年末のご挨拶とさせていただきます。



ピックアップLAW NEWS

「女性の再婚禁止期間」は違憲、「夫婦同姓」は合憲—2つの重要な最高裁判決が出されました—

ニュース等でご存知の方も多いかと思いますが、平成27年12月16日、最高裁において2つの重要な裁判例が出されました。

民法の「女性について6カ月の再婚禁止期間」を定めた規定と「夫婦は同姓」と定めた規定が、それぞれ憲法に違反するかが争われた裁判で、最高裁大法廷は「女性について6カ月の再婚禁止期間」を定めた規定は憲法違反とし、「夫婦は同姓」とする規定は憲法に違反しないと判断しました。



再婚禁止期間について

これは子供の父親が誰かという混乱を避けることを目的に設けられたものですが、摘出推定規定との関係で、「禁止期間は100日あれば足りるから過剰な規制である」「科学技術の進歩により誰が父親かは明らかにできるから規制自体不要である」という意見がありました。

1審と2審では原告側の訴えが退けられていましたが、最高裁は「憲法に違反する」と判断し、その理由について「科学技術の進歩や時代の変化で離婚後100日を超える再婚の禁止は過剰な制約となった」と述べています。

これにより、国会は民法の規定を早急に改正する義務が生じたので、近い将来、女性も離婚後100日経過すれば再婚することができるようになるでしょう。

2枚目に続きます▶▶



夫婦同姓について

結婚後に夫か妻かいずれかの姓を名乗らなければならないとすることは「人格権や結婚の自由の侵害にあたる」という意見が強くありました。

1審・2審ともに原告の訴えが退けられており、最高裁も同様に「憲法に違反しない」と判断し、その理由について「夫婦同姓が社会に定着している」「姓を変えることによるアイデンティティーの喪失は通称の使用などで補える」と述べています。

ただ、個人的には、現在でも通称の使用で対応できる場面は限られているでしょうから（通称使用が認められているのは大手企業でも約65%とのこと）、通称使用に躊躇を感じる人や場面は非常に多く、本当に通称の使用で補えるものなのか、最高裁判所が示した理由には少々疑問を感じることもあります。

ただ、これに関し、裁判所は「国会の裁量に任されている」としてしていますから、今後の世論によっては改正されることもあるかもしれません。

いずれにしても、男女平等の世論が高まる中で今回の最高裁判例が出されたことで、他の法令の解釈にも様々な議論が生じてくるのではないかと思います。

これらの情報に関しても随時情報発信していきたいと思えます。

(文責：弁護士 向井 智絵)

たくみ法律事務所の弁護士をご紹介します！

● 弁護士 神田 昂一



弁護士神田は大学時代にラグロス部に所属していました。

大学を卒業後、法科大学院に通い勉強する傍ら、週末はラグロス部のコーチとして後輩を指導するなど非常に面倒見の良い弁護士です。

仕事をする際は、少しでも気になるところがあればしっかりと調べないと気が済まない探究家なところがあり、日々丹念に勉強されている姿を見かけます。

弁護士神田は交通事故、企業法務に限らず、幅広い分野で活躍しています。

● 弁護士神田の日常

弁護士神田はお酒を呑むことが大好きで、1人でも、行ったことのない居酒屋を数件はしごする程です。

小学生、中学生の頃は野球部で、高校生でバスケット部、大学生の時にはラグロス部と小さい頃からスポーツを通じて自分を鍛えることに余念がありません。

弁護士となり、スポーツをする時間が取りにくくなった今でも、毎朝毎晩、懸垂をして体を鍛えています。



3枚目へ続きます▶▶

● 弁護士 櫻井 正弘



弁護士櫻井は、福岡県久留米市出身で、中央大学・同ロースクールを経て、福岡県に戻ってきました。

他の事務所にて事務局として働いていた経験もあり、特に交通事故に関して深い知識を有しています。

また、知識の幅は法律の分野にとどまらず、スポーツから漫画、IT、航空機等まで、広範囲にわたっており、彼の話はいつ聞いても飽きません。

● 弁護士櫻井の日常

そんな弁護士櫻井ですが、先日、ついに結婚しました。お相手は小中学校の同級生ということです。

二人で幸せな家庭を築いて欲しいですね。

趣味は、一眼レフでの写真撮影。

角度・ピント・シャッタースピードなど、こだわりがあるようです。右の写真は彼の撮影したものです。



● 弁護士 藤本 考



弁護士藤本は、いつも柔らかい笑顔で事務所の皆に接しています。

依頼者の方に対しても優しく丁寧に相談に応じて、二人三脚で事件に立ち向かっており、大変な思いをされている依頼者の方からの信頼感は抜群です。

そんな弁護士藤本ですが、依頼者のために何が最善かを常に検討し、これに反する相手方からの主張には毅然とした反論を貫き通します。

ただ優しいだけではないのです。

● 弁護士藤本の日常

弁護士藤本はJリーグ開幕の年にサッカーを始め、観戦するのもプレーするのも大好きだそうです。

実際、福岡県弁護士会のサッカー部「ばってん」に所属し、ボランティアとして闘志あふれるプレーを見せています。

美味しいものを食べ歩くのも好きだそうです。特にラーメンには目がありません。

それで太らない体質というのは羨ましいかぎりです。

